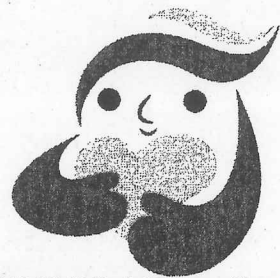


被害にあわれた方やそのご家族を支援しましょう

犯罪被害者週間

令和2年11月25日(水)～12月1日(火)

犯罪被害は、いつ、どこで、誰に起こるか
わかりません。みなさんのご理解を深めるこ
とを目的として、毎年11月25日～12月1日
(「犯罪被害者等基本法」の成立日である12月
1日以前の1週間)は、犯罪被害者週間と定
められています。



犯罪被害者等支援シンボルマーク
ギュっとちゃん

周囲の方へのお願い

被害にあわれた方やそのご家族は、直接的な被害の他にも様々な
「二次的被害」に苦しむことがあります。



【二次的被害の例】

- 体調や気分がすぐれない
- 時間的・精神的負担が大きい(捜査や裁判など)
- 経済的に苦しい(治療費や休職など)
- 周囲の人の対応に傷つけられる



被害にあわれた方やそのご家族の回復には、周囲の方のご理解と
あたたかな支援が必要です。

相談窓口のご案内

【警察の相談窓口】

性犯罪被害相談「勇気の電話」	#8103	または	029-301-0278
警察相談専用電話	#9110	または	029-301-9110
女性専用相談電話	029-301-8107		
少年相談コーナー	029-231-0900 (水戸)		
	029-847-0919 (つくば)		

【関係機関・団体の相談窓口】

茨城県・犯罪被害者相談窓口	029-301-7830
いばらき被害者支援センター	029-232-2736
性暴力被害者サポートネットワーク茨城	029-350-2001

【 問合せ先:茨城県稲敷警察署 TEL 029-893-0110 】